



2024年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長兼経理部長 内藤 寛史
(TEL 03-3451-8144)

(開示事項の経過)

訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ

当社は、2024年2月5日付け「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）から当社を被控訴人とした控訴の提起を受けておりましたが、本日、東京高等裁判所より判決（以下「本判決」といいます。）の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 判決日 2024年7月31日

2. 控訴の提起に至るまでの経緯

2023年12月6日付けプレスリリースにてお知らせしておりますとおり、当社は、2022年4月15日、関東財務局から金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第164条第4項に基づく「利益関係書類」（写）（同月14日付け。金商法第163条の規定により、当社の主要株主から提出された「役員又は主要株主の売買報告書」の記載に基づき、同法第164条第1項の利益を算定した結果、利益を得ていると判断される売買が認められることによるもの。以下「本利益関係書類」といいます。）を受領いたしました。

本利益関係書類によれば、当社の主要株主であった取引者であるアジアインベストメントファンドが当社株式の短期売買取引により利益を得たものとされていることから、当社は、本利益関係書類を受けて、アジアインベストメントファンドに対して、金商法第164条第1項に基づき、同利益を当社に提供するよう請求し、同利益の提供を求める訴えを提起に至ったところ、2023年

